

平成26年8月9日 理事会決定

日本教育情報学会 広報委員会規則

(目的)

第1条 会員への情報提供と広く社会への情報発信を行うために、広報委員会（以下、委員会という）を設置する。

2 委員会は、学会広報に関する企画、管理、運営を行う。

(構成)

第2条 委員会に委員長を置き、会長が会員の中から指名する。

2 委員会に副委員長もしくは幹事および委員若干名を置く。副委員長もしくは幹事および委員は、委員長が指名し、運営委員会が承認する。

3 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(委員会)

第3条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる。

(任務)

第4条 学会広報として、以下の内容を委員会の任務とする。

- (1) 本会の広報に関する事項
- (2) 学会 Web サイトの企画、管理、運営に関する事項
- (3) その他広報に関し必要な事項

(補則)

第5条 委員会の任務の実施に必要となる細則等については、委員会で別に定め、運営委員会の承認を得る。

附則

この規則は、平成26年8月9日から施行する。